

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

令和5年4月1日

政府が提唱する医療 DX 推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における医療等情報取得・活用体制の充実及び情報の取得効率性を考慮した診療報酬点数、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。また令和5年4月より更なるオンライン資格確認導入・普及徹底のため、再診時等においても同年12月31日までの間において下記加算体系となりました。

当院では令和4年6月1日より、マイナンバーカードによる健康保険証資格確認を開始しており、患者様同意の上で他院受診歴や薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行い、より質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカード保険証利用にご協力をお願い致します。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（特例）

① 初診時加算

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（マイナンバーカード利用なし）6点
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（マイナンバーカード利用あり）2点

② 再診時加算

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（マイナンバーカード利用なし）2点

< 留意点 >

- ・オンライン資格確認を行うにあたり、患者様はご自身の個人情報について、『審査支払機関又は保険者への照会』目的に同意された上でご利用することになります。
- ・月1回の保険証確認の際は、健康保険証もしくはマイナンバーカードのどちらかを総合受付窓口までご提出下さい（従来の紙の健康保険証でもこれまで通り受診可能です）。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用説明は、厚生労働省 Web サイトを参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

